

令和 7 年度第 1 回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	令和 7 年 9 月 1 0 日（水）午前 9 時～ 1 1 時
開催場所	徳島市役所 8 階 庁議室
出席者	委員会 多田委員長、則包委員、谷口委員、臼井委員、上野委員 徳島市及び 契約監理課長、上下水道局総務課長ほか関係各課・事務局職員 上下水道局
審議案件	一般競争入札（総合評価方式含む） 6 件 指名競争入札 4 件 随意契約 0 件 合計 10 件

議事概要

委 員 会	徳島市及び上下水道局
入札・契約手続等の運用状況等について	
◇特になし	
審議 1 ＜一般競争入札・総合評価方式＞ 南沖洲三丁目ほか（H・2 5 1）排水路改良工事（第 2 分割 2 工区） （週休 2 日確保モデル工事） (河川水路課)	
◇調査基準価格について、予定価格の 9 2 % 以下から 7 5 % 以上の間はどうな意味がありますか。	◆計算式から計算した調査基準価格が、予定価格の 9 2 % 以下から 7 5 % 以上の間で収まると、その価格を採用します。9 2 % 超は 9 2 %、7 5 % 未満は 7 5 % として調査基準価格を設定します。
◇一般管理費が 3 0 % 未満になると失格となります。すると A 社は一般管理費が 3 0 % 未満なので失格になると思いますが、失格になっていません。なぜですか。	◆調査基準価格を下回った入札者に対して適用する条件ですので、A 社は調査基準価格を上回っているため失格になりません。
◇調査基準価格は何のためにあるのですか。	◆建設工事のダンピング受注を防ぐためのものです。
◇内訳明細書をみると、各入札者で各項目の金額に幅、開きがあります。いい加減に作成しているように見えますがいかがでしょうか。	◆予定価格を事前公表していますので、予定価格の 9 2 % で入札すると調査基準価格未満にならないことはわかります。予定価格の事前公表・事後公表の割合は、全国で半分くらいずつに分かれます。それぞれメリット・デメリットがあります。
審議 2 ＜一般競争入札＞ 北島田 1 1 棟外壁改修工事 (住宅課)	
◇市の内訳明細書の共通仮設費について、入札者側が全て高い金額を入れています。市が安いのはなぜですか。	◆国の基準に基づいて共通仮設費の率が設定され、算定しています。

◇国の基準は何年ごとに見直しがありますか。	◆共通仮設費の率は毎年更新されるようなものではありません。
◇最低制限価格より入札額が下回っていますがどうしてですか。	◆税込みと税抜きの金額の違いです。
◇D P 塗など塗装の丁寧さで金額に差が出ると思いますがどうでしょうか。	◆共通仕様書で何回塗るか決まっていますので、その通りに施工しています。平方メートル当たりいくら塗るとか、下地や上塗りなどは写真で確認しています。
審議 3 <一般競争入札・総合評価方式> 国府中学校校舎長寿命化改修工事（1期） (教育委員会総務課)	
◇入札金額と調査基準価格が同額ですが、調査基準価格は積算できるのでしょうか。	◆計算式は公告文に記載しています。今回は予定価格の92%で入札していますので同額になったと思われます。
◇開札前からわかる数字ということですか。	◆調査基準価格の幅はわかります。積算してこのくらいになるだろうと推測して入札が行われていると思われます。
◇入札参加が1者だけですが、他に参加者がいない理由は何ですか。	◆これは2回目の入札で、1回目は参加者がなく不調に終わっています。業者へのヒアリングにより、技術者の不在など时期的なものが原因であることから、時期をずらして発注し、ようやく1者が入札してくれた状況です。 J Vの発注金額の条件があるので、もう少し引き上げると参加しやすい環境になると思われます。
◇税金の使い方としては、92%の落札なのでいいと思いますが、参加が1者だけという状況はよくないと思います。	◆現場を監督する受注者側の専任技術者が不足しているのが最大の原因です。
◇市が発注する工事期間は、しばりがあるのですか。	◆例えば認定こども園の工事では4月からの開園に合わせるというしばりがあります。他に発注者側の切なる要望によるしばりがありますが、受注者側から見ると完了できない発注が多いです。
◇工事の発注や入札の方法が今までどおりでいいのか、弾力的に計画や予算を運用できないのか、を考える時期にきているのではないのでしょうか。	◆正論と思います。主管課（工事発注課）で考えてほしいと思っています。国の技術者の専任の条件や補助金の付け方などを変えていかないと、週休2日等が実現する方向にいかないとされます。
◇縦割りの大きな壁が障害になっているのはよくわかりませんが、突き破るのは市長の力ですか。	◆市が対応する部分と国が対応する部分があり、両方やらなければいけません。
◇市の内訳明細書では、発生材処理の積算を▲38万円としており、入札者は400万円と積算しています。マイナスとはどういうことですか。	◆市はサッシの部分が多く、有価材として積算しています。入札者は有価材ではなく産廃処理として見積もっていると想定されます。

◇入札者側は売れるものは売って利益にしてもよいという前提ですか。 ◇入札者は入札金額を最初に決めて、内訳明細書は後から数字を当て込んでるだけに見えます。内訳明細書の作り方があまりにも雑になっています。 ◇一般管理費等に市と入札者では大きな開きがあるので、正しく見積もったとは見えません。 ◇入札者側にもっと正しく積算した明細書を出してもらうように働きかけてもいいのではないのでしょうか。 ◇施工体系図を見ると個人に解体の下請けを発注しています。	◆積算上はその扱いです。 ◆入札者側は92%に合わせるために、どこかしら5万2千円とまるめる部分を調整したものと考えられます。 ◆総価金額での入札であり、その入札金額が有効か失格になるのかが判定されるので、入札金額を重視し、その上で積算を調整したものと思われます。 ◆他市においてもそこまで行っている事例はなく、詳細の内訳のところで失格の基準を設けるのは厳しいと思われます。 ◆個人名のところは一人親方であり、下請け業者がなかなか見つけられない状況も影響しています。
審議4 <指名競争入札> 東消防署勝占分署浴室改修工事 (消防局総務課)	
◇予定価格に近いところで落札しており、競争していないのではないかと。市としてこういう入札にならないように何か取組していますか。 ◇入札金額が高いところなるように内々で決めているのではないのでしょうか。 ◇入札金額が2万円高かったら落札になっているのに、失格になって割り切れないものがあります。 ◇徳島に談合はあると思っています。以前入札金額が千円きざみに10者くらい並んだことがあり、明らかにおかしい。市が牽制球を投げるべきですが、何かアクションしましたか。 コンサル業者は業務を協力しています。元請と下請でそれぞれ分担していますので、どこが落札しても同じ仕組みがあると思います。地方で規模が小さいので、ある意味しょうがないと思います。 よりよい入札環境の整備に向けて工夫を積み重ねていくことが大事です。	◆8万2千円の金額差が示し合わせているかわかりかねます。適正な入札の結果ではありますが、消防局の案件は過去から参加が少ない傾向です。 ◆予定価格はわかりますが、最低制限価格は入札してみないとわかりませんので、高止まりしたかもしれません。 ◆最低制限価格は入札金額によって変動しますので、開札してみないとわかりません。どこを指名したか辞退したかは開札後にわかります。それを事前にわかるには談合することになります。落札業者は98.68%で、失格業者は92.9%ですので、談合している入札とは思っていません。 ◆努力していきます。

審議 5　＜指名競争入札＞　和田中央線支線側溝工事		(道路維持課)
◇欠席と辞退が多いですが、人手不足でしょうか。	◆入札日が11月終わりなので、既に受注したり、下請けに入っていたりして、入札に参加できる業者が限られていると考えられます。	
◇毎年この時期はこうなのですか。この数年特にひどくなっているのですか。	◆やはり人員不足があります。技術者が限られている中、老朽化もあり工事件数が増えてきています。	
◇思いがあれば教えてください。	◆働き方改革で、重労働の環境を改善することと、限られたパイの中でのつり合いが難しいと思われます。	
◇内訳明細書の構造物撤去工と仮設工の金額が、市側と入札者側でこんなに開きがあるのでしょうか。	◆市の設計には積算基準等の根拠があり、間違いはないと考えています。入札者の内訳までは問合せていない状況です。下請契約書を見るに、下請から排水構造物工と舗装工を含めて事前に300万円の見積もりをとり、それを参考にして内訳明細書を作成していると考えられるため、積算基準と現実の施工とで齟齬が発生していると思われます。	
◇市側が適正な内訳に近づけてほしいから、明細までみていると牽制の必要があるのではないですか。	◆出てきた数字については、会社の強み弱みがあり、明細までチェックするのは難しいです。金抜きの設計書は公開しています。	
◇市と業者がコミュニケーションやヒアリングをすればいいのではないですか。そうするとお互い考え方がわかって、修正したり学びのチャンスになったりして、内訳明細書も意味が出てくると思います。	◆金抜きの設計書や図面や仕様書もあり、工法もわかっていると思います。しかし、実際に積み立てたものと下請に払う金額にずれが生じられると思われます。	
審議 6　＜一般競争入札＞　四国横断自動車道周辺対策事業小松1号水路改良工事ほか発注者支援業務		(道路建設課)
◇これはどのような業務ですか。	◆施工中の工事の監督の支援業務です。	
◇一般競争入札ですが、これだけしか参加がなかったのですか。	◆国や県の発注もあり、技術者が不足していると聞いています。	
審議 7　＜指名競争入札＞　宮古橋歩道橋長寿命化設計業務		(道路建設課)
◇入札者が多いのはどうしてですか。	◆指名競争入札なので、指名された業者が辞退しなかったからです。	
◇コンサル業務は人手不足の影響を受けないのでしょうか。	◆社員を募集しても集まらないと聞いています。人手不足の影響は少なからずあると思います。今回は橋の業務で、コンサル業者としては経験がある案件と思います。	

◇人手不足で入札自体に黄信号が灯っている中、知的コンサルティング業務も３年、５年後に黄信号が灯る恐れがあります。 ◇入札制度に工夫が必要で、現場においても何か工夫していますか。 ◇人材不足は深刻で、地元のコンサルタントの方々も高齢になり若い方が少ないです。大学から就職する学生が少なく、ゼネコンは修卒で初任給が３３万、３４万円で、地元のコンサル会社に就職する学生が本当に少ないです。徳島の建設業を支える技術者が非常に少なく、１０年後どうなるのか深刻です。	◆全体的に人手不足を感じています。 ◆ＤＸ化やＡＩなど、将来的には活用しながら人手不足を補うことになると考えられます。 ◆地方の技術者不足は深刻です。民間以外にも、県の技術職員の採用においても募集が集まらず、定員割れが起きており、厳しさを増しています。
審議８ ＜一般競争入札＞ 秋田町４丁目下水管渠改築工事 (上下水道局)	
◇ 参加資格審査結果表の内訳明細書欄に×と記載のある業者は内訳明細書を提出しなかったということか。 ◇ なぜ提出せずに辞退したのか。 ◇ 昨今の人手不足やその他の理由が原因で辞退したかどうかは分からないのか。 ◇ こういった事例は過去にも常態的にあるのか。	◆ そのとおりです。 ◆ 電子入札上、入札以前に参加申請を行う必要があり、参加申請後に辞退処理を行ったため内訳明細書を提出しなかったということになります。 ◆ 辞退の理由について業者へのヒアリングは今回実施していません。 ◆ この入札に限らず、参加申請後に辞退というのはよくあるケースです。
審議９ ＜指名競争入札＞ 南内町３丁目ほか下水管渠改築工事 (上下水道局)	
◇ 落札者以外の業者が欠席、辞退しているが、辞退理由がなくとも辞退はできるのか。 ◇ 欠席、辞退の理由としてどういったことが考えられるか。	◆ はい、理由がなくとも辞退可能です。 ◆ 入札時期が年度末であったことや業者のその他の工事状況、翌年度に近いことから新年度の発注状況を確認したいなど様々なことが考えられますがどのような理由によるものかは把握できておりません。

◇ 5年後、10年後といった長い先を見据えたときに現在の入札制度のあり方を見直す予定はあるか。 ◇ 国、県、市の動向を待っている（技術者不足などの課題により）見直しが間に合わないのではないか。やはり、単独で行うというのは難しいことなのか。 ◇ 入札を監視するという観点で、本案件は入札参加者が1者のみで、予定価格とほぼ同額の入札額では競争性が損なわれていると思う。こちらについても談合等が起らないよう情報収集してもらいたい。	◆ 上下水道局単独での見直しを行う予定はありませんが、国、県、市の動向を見ながら取り組んでいきたいです。 ◆ やはり難しいとは思いますが、情報収集して課題に対処していきたいと考えています。 ◆ はい。
審議10 ＜一般競争入札＞ 佐古五番町ほか下水管渠改築設計業務 (上下水道局)	
◇ 参加業者のうち徳島市内の業者が参加しておらず、中四国規模、全国規模の業者のみ参加の入札となっている。なぜ、徳島市の業者は参加していないのか。	◆ 入札の参加資格としては、市内・市外業者どちらも参加できる要件となっています。ただし、求める工事の実績の内容が難しいものとなっており、市外に比べ市内の要件は緩和していますが、結果として市外業者のみの参加となっています。
指名停止の運用状況について	
◇有資格者を配置していないことで指名停止になる事例は多いのでしょうか。 ◇指名停止の期間は徳島市独自で決めていますか。 ◇指名停止の期間は、終了したら自動的に解除になるのか、再発防止のための体制整備ができて点検して合格したら解除になるのですか。	◆ こういう理由で指名停止になる事例は年に何度か発生しています。 ◆ 本市指名停止措置要綱で決めています。 ◆ 行政処分ではないので、自動的に期間が終了したら復活しています。

以 上